

税務調査で指摘されやすい 相続税の 税務判断 申告のポイント がよくわかる!

税務調査官の 視点からつかむ

相続税の実務と対策

～誤りを未然に防ぐ税務判断と申告のポイント～

渡邊定義 編著 黒坂昭一 村上晴彦 堀内眞之 著

税務調査官の 視点からつかむ

相続税の実務と対策

誤りを未然に防ぐ
税務判断と申告のポイント

渡邊定義 編著
黒坂昭一 村上晴彦 堀内眞之 著

税務調査で
あわてないために
税理士が押さえる
相続税の申告の
留意点とは?

勘違いや思い込みを
予防して、税務調査で
指摘されない申告を!

国税当局での実務経験豊かな著者が、
"実際に税務調査で指摘された実務上誤りやすい取扱い"
をわかりやすく解説

第一法規

本書の特色

税務当局で実務経験のある著者が

相続税の基本から税務調査時のポイントまで

わかりやすく解説!

生前贈与がある場合等

実務上誤りやすい申告の留意点を

豊富な事例をもとに詳解!

A5判／304頁 定価 本体3,100円+税

税務調査官の視点からつかむ

印紙税の実務と対策 ~顧問先に喜ばれる
一步踏み込んだアドバイス~

税務調査官の視点からつかむ

消費税の実務と対策 ~顧問先に喜ばれる
一步踏み込んだアドバイス~

税務調査官の視点からつかむ

源泉所得税の実務と対策 ~国内外の最新事例による
顧問先へのアドバイス~



も好評発売中!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 TEL 0120-203-694
<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

I 相続税の考え方と基本的な仕組み

- 第1 相続税・贈与税の仕組みの概要
第2 相続税の申告の仕組み
第3 財産評価の仕組み
第4 相続税・贈与税の特例等
第5 相続税の納付

II 相続税調査の現状

- 第1 相続税調査の概要
第2 調査の状況

III 税務調査官の視点からみる調査時のポイント

第1 調査対象のチェックポイント

- 1 相続財産の分割等
- 2 取得財産
- 3 債務等
- 4 生前贈与財産への加算
- 5 財産の評価
- 6 特例
- 7 税額計算等
- 8 その他

第2 調査時の留意点

- 1 納税者の主張(相続財産に含まれない旨)が認められるケース
- 2 納税者の主張(名義人に帰属する旨)が認められないケース
- 3 証拠資料のチェックポイント
- 4 名義などとの他の名義財産

IV 税務調査における指摘事例と留意事項

1 限定承認・放棄や相続人がいないとき

- 事例 1 限定承認のみなし譲渡
事例 2 第一順位の相続人全員が放棄した場合の相続税の申告
事例 3 特別縁故者の分与財産の取得と相続税の申告

2 遺言と遺産分割協議

- (1) 遺言
事例 4 遺言無効の訴訟が提起されている場合の相続税の申告
事例 5 遺留分侵害額の請求に対して遺産の一部である土地の所有権を移転

(2) 遺産分割協議

- 事例 6 不十分な相続人調査と遺産分割協議
事例 7 紛らわしい「事實上の放棄」
事例 8 遺産分割協議のやり直し

3 財産調査のポイント

(1) 基本的な財産調査

① 土地等の調査

- 事例 9 所有土地等の確実な把握方法など
事例 10 基準容積率で地積規模の大きな宅地の評価を適用
相続人所有の賃貸住宅がある被相続人の土地の評価
(使用貸借)

事例 12 公簿地積に比し想定整形地の地積が大きい土地

事例 13 公簿地積に比して延床面積の広い建物の敷地

事例 14 土地の売買契約中に相続が発生した場合

② 預貯金口座の確認要領

- 事例 15 過去の銀行口座への配当の振込みと証券会社の取引
事例 16 被相続人以外の名義の財産(預貯金)

事例 17 相続開始前の自宅の改築などのための出金

事例 18 保険料の定期的な支払

事例 19 相続開始前の出金など

(2) 被相続人の職業・経歴などに応じた財産調査

① 生前に資産の譲渡、退職に伴う退職金の受取りなどがある場合

事例 20 過去に高額の土地の譲渡収入がある場合

②個人事業者

事例 21 棚卸資産である土地の評価

事例 22 事業承継者の青色申告承認申請

事例 23 準確定申告に係る医療費控除と還付金等

事例 14 土地の売買契約中に相続が発生した場合

被相続人Xは、甲土地を1億円で売却する売買契約を締結し、手付金1,000万円を受領し、残金9,000万円は引渡し時に受け取ることとしていたところ、引渡し前にXの相続が開始しました。共同相続人間の譲産分割協議により、甲土地は長男が取得し、売却後に所有権を移転していることから、甲土地は相続税評価額の8,000万円、手付金1,000万円は預り金(債務)として相続税の申告をしました。

税務調査官の指摘事項

売買契約は成立していることから、甲土地については、9,000万円は金銭債権、手付金1,000万円は預貯金などに含まれているものとして申告をしなければならない。

解説

売買契約中に相続が発生した場合の相続財産については、引渡し前であっても、相続財産である土地、建物は、残余金請求権となっていますから、残余金請求権の額がその土地の価額になります。

この場合、手付金などについては、相続財産である預貯金などに含まれているものと考えられます。

譲渡所得の申告については、被相続人が行うか相続人(長男)が行うかで次のようになります。

なお、専手代数料など土地の譲渡契約に伴い確定している債務は、相続開始までに支払われている金額を除き債務控除の対象になると考えま

す。

・被相続人の譲渡所得として申告する場合
所得税は債務控除の対象となります。

この場合、被相続人が死亡しているため、譲渡所得について住民税の課税はないことから、この部分は債務控除の対象となりません。

・相続人(長男)の譲渡所得として申告する場合

所得税は相続人(長男)の負担ですから、債務控除の対象となります。

譲渡所得については、相続開始3年以内に譲渡があったものとして甲土地に係る相続税の取得費加算の適用があり、取得費加算の計算の場合の相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産の額(増法39条1項、措定25条の16)は、残余金請求権の価額(9,000万円)となります。なお、住民税や国民健康保険料などは、譲渡所得を含めて計算され相続人(長男)に課税されます。

A DVICE 実務のアドバイス

【賣主側の不動産の評価、相続税対策としての不動産の利用と評価通達6項】

売主に相続が開始した場合は本事例のように完買代金債である(最高二小判昭和61年12月5日詮務月報33巻8号2149頁)とされていますが、買主に相続が発生するかどうかのようですね。

これについては、買主は相続開始時点では所有権を有しており、相続税の課税財産に含まれるのは、土地の所有権請求権等の債権的利 Avery、その財産の価額は、当該土地の売買契約における完買価額である(最高二小判昭和61年12月5日詮務月報33巻8号2154頁)とした裁判例があります。

ところで、最近、東京地裁が注目すべき判決をしました(東京地判令

詳細・お申し込みはコチラ → 第一法規ストア

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



キリトリ線

申込書（第一法規刊）

書名

価格

部数

税務調査官の視点からつかむ 相続税の実務と対策～誤りを未然に防ぐ税務判断と申告のポイント～ [069351]	定価3,410円(本体3,100円)	部
税務調査官の視点からつかむ 印紙税の実務と対策～顧問先に喜ばれる一歩踏み込んだアドバイス～ [064303]	定価3,056円(本体2,778円)	部
税務調査官の視点からつかむ 消費税の実務と対策～顧問先に喜ばれる一歩踏み込んだアドバイス～ [066274]	定価3,056円(本体2,778円)	部
税務調査官の視点からつかむ 源泉所得税の実務と対策～国内外の最新事例による顧問先へのアドバイス～ [067512]	定価3,025円(本体2,750円)	部

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社

○ FAX.0120-302-640

書店印

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率にあります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
※現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

※代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--	--	---

年 月 日

ご住所

□公用
□私用

事務所名

フリガナ
ご氏名

TEL

E-mail